

山の手入れでお困りではありませんか？

「福岡県森林環境税」を活用した事業のご紹介

福岡県では、森林の荒廃を未然に防止するため、「福岡県森林環境税」を活用した森林整備を推進しています。

「所有するスギ・ヒノキ人工林が長年手入れできていない」、「竹がどんどん入ってきた」などでお困りの方や「針葉樹林を針広混交林に転換したい」と考えている方、ぜひ、この機会に「福岡県森林環境税」を活用した森林整備を考えてみませんか？

🌿 森林整備のメニューは次のとおりです 🌿

- ① 強度間伐・・・現地状況によっては間伐を 2回に分けて実施できます
- ② 作業路開設・・・間伐等を実施するために必要な作業路も開設できます
- ③ 侵入竹伐採・・・原則、①と同時の実施となります
- ④ 広葉樹植栽・・・強度間伐で空いたスペースに広葉樹を植栽できます
- ⑤ シカ被害対策・・・④と同時の実施となります



🌿 森林環境税による山の手入れを勧める理由 🌿

- 福岡県森林環境税を活用して森林整備を行うため、条件がどんなに悪い森林であっても、森林所有者の経費負担は一切ありません。
- 森林所有者自身による間伐などの森林整備は、事業実施後も、引き続き自由に行うことができます。

🌿 整備をすると山がこんなに良くなります 🌿



間伐前

6年後

間伐を行い林内に陽光が差し込んだ結果、下層植生が回復しています。

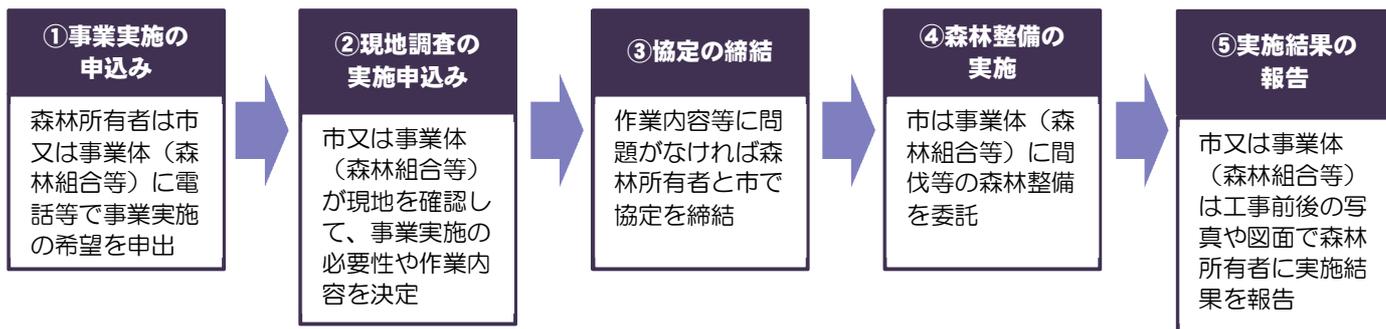


侵入竹伐採前

伐採直後

人工林に侵入した竹を伐採したことで、林内の光環境が改善されています。

事業実施の流れ



事業実施に関する注意点

- ・実施にあたっては、朝倉市と森林所有者との間で、事業効果を担保するための協定を締結していただく必要があります。
- ・実施後は、開発等による転用が制限されます。
- ・伐採などの作業は、朝倉市が委託する森林組合等の事業体が行います。
- ・ただし、森林整備を希望されても、現地調査等の結果、ご希望に添えない場合があります。

事業実施の申込み

- ・事業実施を希望される場合は、お電話にてご連絡いただくか、朝倉市役所（朝倉支所 農林課）の窓口まで直接お越しいただきますようお願いいたします。
- ・また、ご不明な点がございましたら、担当までお気軽にお問い合わせください。

申 込 先：朝倉市役所 農林課 林務係

〒838-1398 朝倉市宮野2046番地1 朝倉支所2階

電話番号：0946-28-7864

事業に関してよくある質問

Q：平成29年度までの荒廃森林再生事業で実施した森林は対象にならないのか？

A：平成30年度からの荒廃森林整備事業では、今後新たに荒廃の恐れがある森林の整備を目的としているため、対象となりません。

Q：豪雨災害などが頻発している中で、強度間伐をしても大丈夫か？

A：強度間伐は、現地の状況に応じて間伐率を適切に設定するほか、風害等の恐れがある森林では、間伐を2回に分けて実施するので問題ないと考えます。

Q：事業で発生した間伐材を搬出し、森林所有者が収益を得ることはできるのか？

A：現場の条件次第では、間伐材の搬出は可能ですが、私有財産の整備に公金が投入されているため、森林所有者に収益は還元できません。

